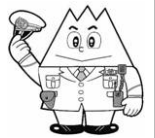




令和5年
5月号

名水の里

編集・発行
入善警察署
直轄地域
TEL72-0110



令和4年11月から内容が変わりました!

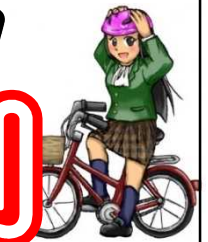
自転車安全利用五則

自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げています。

交通事故に占める自転車に関連する事故の割合は、平成28年以降増加傾向にあり、富山県内でも自転車利用者の死亡事故が発生しています。

4月から新生活が始まり、新たに自転車を通勤・通学を始める方も多いと思います。自転車を利用する際は点検・整備を行い、「車両」として交通ルールを順守し、安全運転を心がけましょう。

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用



～横断歩道の思いやり～

横断歩道に近づいたら、守ること!!

1 直前で止まれる速度で接近!

急ブレーキをかけなくても横断歩道の直前で静かに停止



2 横断を妨げない!

横断歩道の前で一時停止し、歩行者等の通行を妨げない!



3 停止車両の横で一時停止!

停止している車両の側方を通過するとき、前方に出る前に一時停止!



4 追抜き・追越し禁止!

横断歩道等とその手前30m以内での追越し・追抜きは禁止!



5月に急増! 山岳遭難(事故)



春の大型連休期間中は、標高の高い場所では冬に近い天候になることがあります。遭難の増減は、天候の変化に左右されやすく、夏山シーズンの8月に次いで5月の山岳遭難が多い傾向にあります。

低い山でも山岳遭難(事故)は発生しています。山菜やきのこ採りのときでも注意を怠らず地図やGPS等で自分の場所を把握し、非常時の連絡手段を確保して、万全の装備で行いましょう。



富山県警察山岳警備隊
公式 Twitter アカウント
(@toyama_sangaku)では
山岳遭難事故防止のための
情報を発信しています!